

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
<u>2025 年 12 月 9 日</u>改定 個人会員規約 第 6 条(付帯サービス等) 1 会員は、付帯サービスを、当社またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当社が本人会員に通知し、または当社ウェブサイトその他の当社所定の方法により公表します。 2 当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当社またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止もしくは廃止することができるものとします。 3 会員が会員資格を喪失した場合または第 8 条に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。 4 会員は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。 5 会員が当社に対する債務の履行を遅滞している場合、付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当社は、会員の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。 6 当社は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。本人会員は、会員が当該付帯サービスを利用したときには、当社があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。 第 7 条(カードの貸与) 1 当社は、会員が入会等をした場合には遅滞なく、または本規約に定める場合にはその定めるところに従い、会員ごとにカードを 1 枚発行し、これを会員に貸与します。 2 会員は、第 8 条(更新カードの発行)または第 9 条(カードの再発行)の場合を含め当社よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りではありません。 3 当社が本規約に定めるところに従い会員に貸与するカードの所有権は、当社に帰属します。 4 会員は、当社が別に定める場合を除き、第 8 条または第 9 条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。 第 8 条(更新カードの発行) カードの有効期限は、カードの<u>表面上</u>に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。当社が適当と認める<u>場合</u>には、当社は、会員に対し、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。 第 10 条(更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置) 1 会員は、第 8 条または第 9 条の規定により当社から新たな	<u>2026 年 10 月 30 日</u>改定 個人会員規約 第 6 条(付帯サービス等) 1 会員は、付帯サービスを、当社またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当社が本人会員に通知し、または当社ウェブサイトその他の当社所定の方法により公表します。 2 当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当社またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止もしくは廃止することができるものとします。 3 会員が会員資格を喪失した場合または第 8 条第 2 項に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。 4 会員は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。 5 会員が当社に対する債務の履行を遅滞している場合、付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当社は、会員の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。 6 当社は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。本人会員は、会員が当該付帯サービスを利用したときには、当社があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。 第 7 条(カードの貸与) 1 当社は、会員が入会等をした場合には遅滞なく、または本規約に定める場合にはその定めるところに従い、会員ごとにカードを 1 枚発行し、これを会員に貸与します。 2 会員は、第 8 条(カードの有効期限および更新カードの発行)第 2 項または第 9 条(カードの再発行)の場合を含め当社よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りではありません。 3 当社が本規約に定めるところに従い会員に貸与するカードの所有権は、当社に帰属します。 4 会員は、当社が別に定める場合を除き、第 8 条第 2 項または第 9 条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。 第 8 条(カードの有効期限および更新カードの発行) 1 カードの有効期限は、カードに表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。 2 会員に貸与したカードの有効期限満了が近づき当社が適当と認める<u>とき</u>には、当社は、会員に対し、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。 第 10 条(更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置) 1 会員は、第 8 条第 2 項または第 9 条の規定により当社から

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
カードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。 2 前項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認めるときには、当社は、会員に対し、カードの返却を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当社の指示に従うものとします。 3 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第 8 条または第 9 条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当社が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。 4 前項に規定するときには、当社は、会員に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、当社は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。	新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。 2 前項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認めるときには、当社は、会員に対し、カードの返却を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当社の指示に従うものとします。 3 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第 8 条第 2 項または第 9 条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当社が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。 4 前項に規定するときには、当社は、会員に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、当社は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。
第 14 条(暗証番号の管理) 1 会員は、暗証番号を他人に伝え(ただし、本人会員が家族カードの暗証番号を当該家族カードに係る家族会員に伝える場合を除きます。)または他人が知ることができる状態においてはならないものとし、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。 2 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載もしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。 (1) 暗証番号 (2) (1)以外ののものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号 3 当社は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。 4 当社は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を通知または当社ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第 1 項の義務を履行するものとします。 5 第 2 項から前項までの規定は、第 1 項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。	第 14 条(暗証番号の管理) 1 会員は、暗証番号を他人に伝え(ただし、本人会員が家族カードの暗証番号を当該家族カードに係る家族会員に伝える場合を除きます。)または他人が知ることができる状態においてはならないものとし、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。 2 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載しるもしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載もしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。 (1) 暗証番号 (2) (1)以外ののものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号 3 当社は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。 4 当社は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を通知または当社ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第 1 項の義務を履行するものとします。 5 第 2 項から前項までの規定は、第 1 項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。
第 20 条(クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任) 1 カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。 2 会員は、クレジットカード本人認証サービス用の ID および	第 20 条(クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任) 1 カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第 18 条(カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任)第 1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。 2 会員は、クレジットカード本人認証サービス用の ID および

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
パスワード<u>または</u>ワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報(以下本条において「ID 等」といいます。))につき、善良なる管理者の注意をもって選択(ただし、ワンタイムパスワードを除きます。)、使用および管理しなければなりません。 3 会員が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第 1 項の規定は適用されないものとします。 4 会員が ID 等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失により ID 等を他人が使用することができる状態においたことによりカード情報の利用にあたり ID 等が他人に使用されたときには、当社は、本人会員に対し、他人がカード情報を利用したこと起因して当社に生じた損害であって第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。	パスワード<u>もしくは</u>ワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報<u>または手段</u>(以下本条において「ID 等」といいます。))につき、善良なる管理者の注意をもって選択(ただし、ワンタイムパスワードを除きます。)、使用および管理しなければなりません。 3 会員が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第 1 項の規定は適用されないものとします。 4 会員が ID 等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失により ID 等を他人が使用することができる状態においたことによりカード情報の利用にあたり ID 等が他人に使用されたときには、当社は、本人会員に対し、他人がカード情報を利用したこと起因して当社に生じた損害であって第 1 項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。
第 21 条(第三者へのカード情報の登録と管理) 1 第 13 条(カード等の管理)の規定にかかわらず、会員は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。 (1) 当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。 (2) カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。 2 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトの ID およびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限があることを確認する手段につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならぬものとします。	第 21 条(第三者へのカード情報の登録と管理) 1 第 13 条(カード等の管理)の規定にかかわらず、会員は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。 (1) 当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。 (2) カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。 2 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトの ID およびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限があることを確認する<u>情報</u><u>または手段</u>につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならぬものとします。
第 27 条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止) 1 本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。 (1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装または犯罪収益等を隠匿すること。 (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者その他これらに類する者(団体を含みます。))との間で取引を行うこと。 (3) 外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。 (4) 米国 OFAC 規制により規制される取引を行うこと。 2 会員は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。 3 当社は、第 1 項または第 2 項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員に対し、説明または資料	第 27 条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止) 1 本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。 (1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装または犯罪収益等を隠匿すること。 (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者その他これらに類する者(団体を含みます。))との間で取引を行うこと。 (3) 外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。 (4) 米国 OFAC 規制<u>など、本契約を実行するために必要となる取引(国際ブランド会社など当社と提携する者により遂行される取引を含みます。))</u>に対し、<u>いずれかの法域において適用される経済制裁に係る法令、行政命令または司法命令</u>により規制される取引を行うこと。 2 会員は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。 3 当社は、第 1 項または第 2 項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員に対し、説明または資料

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。	の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
第 29 条(WEB サービスおよび WEB 明細の利用に関する事項) 1 会員は、当社が別に定めるところに従い WEB サービスの登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEB サービスのうち一部の機能を利用することができません。 2 本人会員は、WEB サービスおよび WEB 明細の登録を行うことにより、WEB 明細を利用することができます。 3 会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用のために必要となる ID およびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報(以下本条において「ID 等」といいます。)につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。 4 WEB サービスまたは WEB 明細を提供するために開設された当社所定のウェブサイトにおいて ID 等が利用された場合には、当社は、当該 ID 等に係る会員により WEB サービスまたは WEB 明細が利用されたものとみなすことができるものとします。 5 会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当社ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。 6 会員は、WEB サービスもしくは WEB 明細の提供を妨げまたは妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとします。 7 WEB サービスもしくは WEB 明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当社は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更または廃止することができるものとします。	第 29 条(WEB サービスおよび WEB 明細の利用に関する事項) 1 会員は、当社が別に定めるところに従い WEB サービスの登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEB サービスのうち一部の機能を利用することができません。 2 本人会員は、WEB サービスおよび WEB 明細の登録を行うことにより、WEB 明細を利用することができます。 3 会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用のために必要となる ID およびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報 <u>または手段</u>(以下本条において「ID 等」といいます。)につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。 4 WEB サービスまたは WEB 明細を提供するために開設された当社所定のウェブサイトにおいて ID 等が利用された場合には、当社は、当該 ID 等に係る会員により WEB サービスまたは WEB 明細が利用されたものとみなすことができるものとします。 5 会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当社ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。 6 会員は、WEB サービスもしくは WEB 明細の提供を妨げまたは妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとします。 7 WEB サービスもしくは WEB 明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当社は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更または廃止することができるものとします。
第 37 条(カード利用可能枠等の設定等) 1 当社は、本人会員の入会時に、審査のうえ、そのカード利用可能枠を決定するとともに、当該カード利用可能枠の範囲で分割払い・リボ払い利用可能枠を決定し、これらを、当社所定の方法で本人会員に通知または本人会員が知りうる状態に置くものとします。 2 当社は、前項に定める各利用可能枠とは別に、割賦取引利用可能枠を定め、これを当社所定の方法で本人会員に通知します。割賦取引利用可能枠は、対象カード等のすべてに共通で適用されるものとします。 3 当社は、当社が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠 <u>もしくは</u> 割賦取引利用可能枠(以下本条において「各種利用可能枠」といいます。)を増額または減額することができるものとします。この場合、当社は、変更後の各種利用可能枠につき、当社所定の方法で本人会員に通知または本人会員が知りうる状態に置くものとします。 4 前項第 1 文の場合において、当社は、本人会員が各種利用可能枠の全部または一部の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の各種利用可能枠に戻す処置をとるものとします。	第 37 条(カード利用可能枠等の設定等) 1 当社は、本人会員の入会時に、審査のうえ、そのカード利用可能枠を決定するとともに、当該カード利用可能枠の範囲で分割払い・リボ払い利用可能枠を決定し、これらを、当社所定の方法で本人会員に通知または本人会員が知りうる状態に置くものとします。 2 当社は、前項に定める各利用可能枠とは別に、割賦取引利用可能枠を定め、これを当社所定の方法で本人会員に通知します。割賦取引利用可能枠は、対象カード等のすべてに共通で適用されるものとします。 3 当社は、当社が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、<u>適用ある法令または自主規制機関の規則、当社の業務またはシステム上の必要</u>その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠 <u>または</u> 割賦取引利用可能枠(以下本条において「各種利用可能枠」といいます。)を増額または減額することができるものとします。この場合、当社は、変更後の各種利用可能枠につき、当社所定の方法で本人会員に通知または本人会員が知りうる状態に置くものとします。 4 前項第 1 文の場合において、当社は、本人会員が各種利用可能枠の全部または一部の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の各種利用可能枠に戻す処置をとるものとします。

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
5 第 1 項または第 2 項に定める利用可能枠が設定されたことにより、当社は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。 6 本条、第 40 条および第 43 条において「対象カード等」とは、当社が発行するカード等であって、法人カード等を除くものをいいます。 第 41 条(キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等) 1 当社は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カード利用可能枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定し、これを当社所定の方法で本人会員に通知します。 2 当社は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カードローン利用可能枠を決定し、これを当社所定の方法で本人会員に通知します。 3 当社は、当社が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を減額することができるものとします。この場合、当社は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当社所定の方法で本人会員に通知または本人会員が知りうる状態に置くものとします。 4 キャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠が設定されたことにより、当社は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。 第 46 条(ショッピングの利用方法) 1 会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。<u>ただし、加盟店が指定する場合には、暗証番号の入力に代えて所定の売上票または電磁的記録による売上票に署名を入力するための端末に署名をするなど、加盟店が指定する他の方法によるものとします。</u> 2 前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当社所定の範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当社所定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該当するときには、会員は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします。 (1) 非接触決済の方法による利用であること。 (2) 第 1 号の場合を除き、当社所定の加盟店(加盟店が百貨店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあっては当社所定の売場)におけるショッピングの利用であること。 第 47 条(通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法) 1 第 46 条の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによりショッピングを利用することができます。 2 前項の方法でショッピングを利用する場合、<u>加盟店によっては、クレジットカード本人認証サービスの利用</u><u>その他加盟店所定の方式によること</u>を求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとしま	5 第 1 項または第 2 項に定める利用可能枠が設定されたことにより、当社は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。 6 本条、第 40 条および第 43 条において「対象カード等」とは、当社が発行するカード等であって、法人カード等を除くものをいいます。 第 41 条(キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等) 1 当社は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カード利用可能枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定し、これを当社所定の方法で本人会員に通知します。 2 当社は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カードローン利用可能枠を決定し、これを当社所定の方法で本人会員に通知します。 3 当社は、当社が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、<u>適用ある法令または自主規制機関の規則、当社の業務またはシステム上の必要</u>その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を減額することができるものとします。この場合、当社は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当社所定の方法で本人会員に通知または本人会員が知りうる状態に置くものとします。 4 キャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠が設定されたことにより、当社は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。 第 46 条(ショッピングの利用方法) 1 会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。 2 前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当社所定の範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当社所定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該当するときには、会員は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします。 (1) 非接触決済の方法による利用であること。 (2) 第 1 号の場合を除き、当社所定の加盟店(加盟店が百貨店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあっては当社所定の売場)におけるショッピングの利用であること。 第 47 条(通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法) 1 第 46 条(<u>ショッピングの利用方法</u>)の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによりショッピングを利用することができます。 2 前項の方法でショッピングを利用する場合、クレジットカード本人認証サービスの利用<u>その他の本人認証方式の利用</u>を求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
す。	
第 48 条(通信販売等加盟店とカード情報の登録) 1 第 47 条に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。 2 会員が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由により会員資格を喪失したときには、会員は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものとします。	第 48 条(通信販売等加盟店とカード情報の登録) 1 第 47 条(<u>通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法</u>)に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。 2 会員が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由により会員資格を喪失したときには、会員は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものとします。
第 50 条(継続課金取引の終了等) 1 会員が、第 49 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了したまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第 49 条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。 2 会員が、第 49 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、どのような事由であっても当該カードに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格を喪失した場合であっても、第 49 条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。	第 50 条(継続課金取引の終了等) 1 会員が、第 49 条(<u>継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則</u>)に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了したまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第 49 条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。 2 会員が、第 49 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、どのような事由であっても当該カードに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格を喪失した場合であっても、第 49 条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。
第 52 条(ショッピング利用に係る禁止行為等) 1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。 (1) 法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの (2) 加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品を買受けることを前提とする商品の購入のためのもの (3) 前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、<u>換金</u>を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの (4) 加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおける法定通貨(ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。)の購入のためのもの (5) 暗号資産の購入のためのもの (6) 前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としたまたはその手段として行われるもの (7) 金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの (8) 価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または	第 52 条(ショッピング利用に係る禁止行為等) 1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。 (1) 法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの (2) 加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品 <u>または権利</u> を買受けることを前提とする商品 <u>または権利</u> の購入のためのもの (3) 前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、<u>金銭の取得</u>を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの (4) 加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおける法定通貨(ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。)の購入のためのもの (5) 暗号資産の購入のためのもの (6) 前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としたまたはその手段として行われるもの (7) 金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの (8) 価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
調達のためのもの (9) 不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典(付帯サービスの提供によるものを含みます。)を得ることとなるもの (10) 加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの 2 ショッピングの利用が、前項の禁止に違反したまたは違反するおそれがあるものである場合には、当社は、ショッピングの利用を承認しないことがあります。 3 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。 (1) 商品券その他の金券類の購入 (2) 金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入 (3) 前各号に掲げるもののほか当社が定め当社ウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領 4 会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会員は当社所定の手続により当社の承認を得なければならないものとします。	調達のためのもの (9) 不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典(付帯サービスの提供によるものを含みます。)を得ることとなるもの (10) 加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの 2 ショッピングの利用が、前項の禁止に違反したまたは違反するおそれがあるものである場合には、当社は、ショッピングの利用を承認しないことがあります。 3 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。 (1) 商品券その他の金券類の購入 (2) 金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入 (3) 前各号に掲げるもののほか当社が定め当社ウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領 4 会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会員は当社所定の手続により当社の承認を得なければならないものとします。
第 55 条(海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等) 1 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用については、以下の金額をショッピング利用代金として本規約を適用します。ただし、第 2 号のうち、海外アクワイアラー加盟店取扱手数料の加算については、当社が別に定めた日以降適用するものとします。適用開始日は、あらかじめ、当社ウェブサイトに掲出するなどの方法で周知するものとします。 (1) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、外貨建で利用されたものについては、外貨を邦貨に換算した金額 (2) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、邦貨建で利用されたものについては、当該邦貨建の金額に当社所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料を加算した金額 2 会員に貸与されたカードに係る国際ブランドがアメリカン・エクスプレスブランドである場合には、前項第 1 号の規定は、以下のとおり読み替えるものとします。 (1-1) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、米貨建で利用されたものについては、米貨を邦貨に換算した金額 (1-2) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、米貨以外の外貨建で利用されたものについては、当該外貨を米貨に換算のうえ、米貨から邦貨に換算した金額 3 第 1 項第 1 号の外貨の邦貨への換算は、会員が利用したカード等に係る国際ブランド会社における売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、当該国際ブランド会社が選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。また、国際ブランド会社がアメリカン・エクスプレスである場合における外貨から邦貨への換算については、法令により特定の換算レートが義務付けられている場合を除き、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報からアメリカン・エクスプレスが選択した銀行間レートに 2%の外貨取扱手数料を加算したレートとします。ただし、前項により	第 55 条(海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等) 1 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用については、以下の金額をショッピング利用代金として本規約を適用します。ただし、第 2 号のうち、海外アクワイアラー加盟店取扱手数料の加算については、当社が別に定めた日以降適用するものとします。適用開始日は、あらかじめ、当社ウェブサイトに掲出するなどの方法で周知するものとします。 (1) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、外貨建で利用されたものについては、外貨を邦貨に換算した金額 (2) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、邦貨建で利用されたものについては、当該邦貨建の金額に当社所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料を加算した金額 2 会員に貸与されたカードに係る国際ブランドがアメリカン・エクスプレスブランドである場合には、前項第 1 号の規定は、以下のとおり読み替えるものとします。 (1-1) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、米貨建で利用されたものについては、米貨を邦貨に換算した金額 (1-2) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、米貨以外の外貨建で利用されたものについては、当該外貨を米貨に換算のうえ、米貨から邦貨に換算した金額 3 第 1 項第 1 号の外貨の邦貨への換算は、会員が利用したカード等に係る国際ブランド会社における売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、当該国際ブランド会社が選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。また、国際ブランド会社がアメリカン・エクスプレスである場合における外貨から邦貨への換算については、法令により特定の換算レートが義務付けられている場合を除き、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報からアメリカン・エクスプレスが選択した銀行間レートにアメリカン・エクスプレスが定める2%の外貨取扱手数料と当社が定め

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
読み替えて適用される第 1-2 号の場合、外貨取扱手数料が重複して課されることはありません。 4 第 1 項第 2 号に定める当社所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額とします。 5 第 1 項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。 (1) 国際ブランド会社から、専ら日本国外において、当該国際ブランドを付したカードに係る加盟店契約を締結することを許諾された者 (2) 前号の者から直接または間接に加盟店契約の締結を許諾され、当該資格に基づいて、加盟店との間で契約を締結している者	<u>る所定の手数料</u>を加算したレートとします。ただし、前項により読み替えて適用される第 1-2 号の場合、外貨取扱手数料が重複して課されることはありません。 4 第 1 項第 2 号に定める当社所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額とします。 5 第 1 項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。 (1) 国際ブランド会社から、専ら日本国外において、当該国際ブランドを付したカードに係る加盟店契約を締結することを許諾された者 (2) 前号の者から直接または間接に加盟店契約の締結を許諾され、当該資格に基づいて、加盟店との間で契約を締結している者
第 83 条(キャッシングサービス・カードローンの利用方法) 1 会員がキャッシングサービスを利用し、または本人会員がカードローンを利用するには、第 1 号または第 2 号のいずれかの方法により、カード等を利用するものとします。 (1) 当社所定の現金自動預払機または現金自動支払機(以下「ATM 等」といいます。)にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の手続に従い ATM 等を操作する方法 (2) 当社ウェブサイトの所定のページを経由し、または当社所定の方法により、当社に対して必要事項を通知する方法 2 当社が金銭消費貸借契約の締結を承諾する場合には、当社は、前項第 1 号にあっては ATM 等を操作した会員に現金を交付する方法により、前項第 2 号にあっては支払口座に資金を振り込む方法により資金を交付するものとします。	第 83 条(キャッシングサービス・カードローンの利用方法) 1 会員がキャッシングサービスを利用し、または本人会員がカードローンを利用するには、第 1 号または第 2 号のいずれかの方法により、カード等を利用するものとします。 (1) 当社所定の現金自動預払機または現金自動支払機(以下「ATM 等」といいます。)にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の手続に従い ATM 等を操作する方法 (2) 当社ウェブサイトの所定のページを経由し、または当社所定の方法により、当社に対して必要事項を通知する方法 2 当社が金銭消費貸借契約の締結を承諾する場合には、当社は、前項第 1 号にあっては ATM 等を操作した会員に現金を交付する方法により、前項第 2 号にあっては支払口座に資金を振り込む方法により資金を交付するものとします。 <u>3 キャッシングサービスまたはカードローンは、前項に従い現金が交付されまたは振込資金が支払口座に着金した日をもって、その利用日とします。</u>
第 127 条(会員資格の取消) 1 本人会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当社は、何らの催告なくして、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。 (1) 第 118 条(期限の利益の喪失)第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事由により、当社に対して負担する債務の期限の利益を喪失したこと。 (2) 第 118 条第 1 項第 3 号に定める債務につき、継続または反復してその支払を遅滞したこと。 (3) 第 118 条第 1 項第 4 号の期限の利益喪失事由欄に掲げるいずれかの事由に該当したこと。 (4) 第 13 条(カード等の管理)第 1 項に違反してカード等を他人に利用させ、同条第 2 項第 1 号に違反してカードを処分し、同条第 3 項に違反してカードの占有を移転し、同条第 4 項に違反してカード情報を他人に提供しまたは同条第 5 項に違反したこと。 (5) 第 13 条第 1 項第 1 文後段または同条第 4 項に違反して他人がカード等を利用できる状態を作出したこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。) (6) 第 14 条(暗証番号の管理)第 1 項かつ書きの場合を除き、暗証番号につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。) (7) 第 15 条(カードの占有喪失時の会員の義務)第 2 項に反	第 127 条(会員資格の取消) 1 本人会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当社は、何らの催告なくして、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。 (1) 第 118 条(期限の利益の喪失)第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事由により、当社に対して負担する債務の期限の利益を喪失したこと。 (2) 第 118 条第 1 項第 3 号に定める債務につき、継続または反復してその支払を遅滞したこと。 (3) 第 118 条第 1 項第 4 号の期限の利益喪失事由欄に掲げるいずれかの事由に該当したこと。 (4) 第 13 条(カード等の管理)第 1 項に違反してカード等を他人に利用させ、同条第 2 項第 1 号に違反してカードを処分し、同条第 3 項に違反してカードの占有を移転し、同条第 4 項に違反してカード情報を他人に提供しまたは同条第 5 項に違反したこと。 (5) 第 13 条第 1 項第 1 文後段または同条第 4 項に違反して他人がカード等を利用できる状態を作出したこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。) (6) 第 14 条(暗証番号の管理)第 1 項かつ書きの場合を除き、暗証番号につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。) (7) 第 15 条(カードの占有喪失時の会員の義務)第 2 項に反

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
して説明もしくは資料提出を拒み、虚偽の説明もしくは資料を提出しまたは故意もしくは重大な過失により重要事項が欠落した説明もしくは資料を提出したこと。 (8) 第 20 条(クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任)第 2 項に定める ID 等につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。) (9) 本契約の申込時に当社に申告すべき事項または第 23 条(届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)第 1 項に定める届出事項につき、故意に著しく事実反する申告もしくは届出をし、または同条第 3 項に違反して届出をせずもしくは虚偽の届出をなしたこと。 (10) 第 25 条(年収および職業等の申告)の規定に基づき申告すべき事項につき、故意に著しく事実反する申告をし、または同条第 3 項に基づき提出すべき収入を証する書面について、偽造もしくは変造した書面を提出したこと。 (11) 第 26 条(取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等)第 3 項に違反して同項の届出をせずまたは虚偽の届出をしたこと。 (12) 第 27 条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第 1 項または第 2 項に違反したこと。 (13) 第 52 条(ショッピング利用に係る禁止行為等)第 1 項各号のいずれかに該当するショッピングの利用を行ったこと。 (14) 第 52 条第 1 項第 9 号に該当する場合を除き、付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に違反もしくは濫用的であり、当社がかかる利用を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる利用が相当期間継続してもしくは多数回反復して行われたこと。 (15) 第 86 条(キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為)第 1 項各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用を行ったこと。 (16) 第 121 条(反社会的勢力等の排除)第 1 項の表明が事実反しまたは同項もしくは同条第 2 項の確約に違反したこと。 (17) 第 121 条第 1 項の表明もしくは同項もしくは同条第 2 項の確約を拒みもしくは撤回しまたはこれを行っていない旨を主張すること。 (18) 第 31 条(家族会員がある場合の本人会員の責任)第 2 項の義務に違反し、家族会員が、第 4 号から第 8 号までもしくは第 13 号から第 15 号までのいずれかに該当または第 27 条第 2 項に違反したこと。 (19) 前各号に掲げる場合のほか、本規約(本規約に付随しまたは関連する特約を含みます。以下本条および第 128 条において同じ。)に定める会員の義務に違反し、その違反が重大であること。 (20) 第 9 号に定める場合を除き、本人会員の住所および居所または職業もしくは勤務先が不明となったこと。 (21) 当社と本人会員との間の本契約以外のカード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより当社が当該契約を解除したこと。 (22) 当社と提携する事業者と本人会員との間のカード会員契約に基づく債務につき、当社が本人会員から委託を受けて保証をしている場合において、当該カード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより解	して説明もしくは資料提出を拒み、虚偽の説明もしくは資料を提出しまたは故意もしくは重大な過失により重要事項が欠落した説明もしくは資料を提出したこと。 (8) 第 20 条(クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任)第 2 項に定める ID 等につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。) (9) 本契約の申込時に当社に申告すべき事項または第 23 条(届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)第 1 項に定める届出事項につき、故意に著しく事実反する申告もしくは届出をし、または同条第 3 項に違反して届出をせずもしくは虚偽の届出をなしたこと。 (10) 第 25 条(年収および職業等の申告)の規定に基づき申告すべき事項につき、故意に著しく事実反する申告をし、または同条第 3 項に基づき提出すべき収入を証する書面について、偽造もしくは変造した書面を提出したこと。 (11) 第 26 条(取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等)第 3 項に違反して同項の届出をせずまたは虚偽の届出をしたこと。 (12) 第 27 条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第 1 項または第 2 項に違反したこと。 (13) 第 52 条(ショッピング利用に係る禁止行為等)第 1 項各号のいずれかに該当するショッピングの利用を行ったこと。 (14) 第 52 条第 1 項第 9 号に該当する場合を除き、付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に違反もしくは濫用的であり、当社がかかる利用を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる利用が相当期間継続してもしくは多数回反復して行われたこと。 (15) 第 86 条(キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為)第 1 項各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用を行ったこと。 (16) 第 121 条(反社会的勢力等の排除)第 1 項の表明が事実反しまたは同項もしくは同条第 2 項の確約に違反したこと。 (17) 第 121 条第 1 項の表明もしくは同項もしくは同条第 2 項の確約を拒みもしくは撤回しまたはこれを行っていない旨を主張すること。 (18) 第 31 条(家族会員がある場合の本人会員の責任)第 2 項の義務に違反し、家族会員が、第 4 号から第 8 号までもしくは第 13 号から第 15 号までのいずれかに該当または第 27 条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第 2 項に違反したこと。 (19) 前各号に掲げる場合のほか、本規約(本規約に付随しまたは関連する特約を含みます。以下本条および第 128 条において同じ。)に定める会員の義務に違反し、その違反が重大であること。 (20) 第 9 号に定める場合を除き、本人会員の住所および居所または職業もしくは勤務先が不明となったこと。 (21) 当社と本人会員との間の本契約以外のカード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより当社が当該契約を解除したこと。 (22) 当社と提携する事業者と本人会員との間のカード会員契約に基づく債務につき、当社が本人会員から委託を受けて保証をしている場合において、当該カード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより解

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
除されたこと。 (23) 前各号に掲げる場合のほか、本人会員の信用状態が著しく悪化したこと。 2 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当社は、何らの催告なくして本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。 (1) 第 121 条第 1 項に定める暴力団員等またはテロリスト等であることが判明したこと。 (2) 会員が、自らまたは第三者をして、当社の業務に関連し、当社もしくは当社の委託先またはその役員、従業員もしくは代理人(以下本条において「当社等」といいます。)に対して暴行行為をなし、またはこれらの者を威迫したこと。 (3) 会員が、自らまたは第三者をして、風説を流布もしくは偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損または当社の業務を妨害したこと。 (4) 会員が、自らまたは第三者をして、当社の業務に関連し、以下のいずれかに該当する言動その他の当社等の業務または私生活の平穏を害する言動を行い、信頼関係を維持することができない状態に至ったこと。 ① 著しく長時間または多数回にわたり苦情申出その他の連絡を行うこと。 ② 正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行うこと。 ③ 当社が会員に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行うこと。 ④ 義務ないことを行うことを執拗に求めること。 ⑤ 差別、人格否定または性的な言動など社会通念上著しく不当な言動を行い、当社等がかかる行為を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる行為を継続してもしくは多数回反復して行ったこと。 (5) 第 2 号から前号までに掲げる場合を除き、会員が当社の事務処理またはシステムの運用を阻害するおそれのある、カード等の利用その他の言動をなし、当社がこれを行わないよう求めても応じなかったこと。 (6) 当社との取引に関し、信義誠実の原則に反する行為もしくは言動をなしたまたは信義誠実の原則に反してなすべき行為をなさなかったことにより、当社が当該会員との取引を継続することが困難となったこと。 (7) カードの貸与を受けた者としてであるか加盟店としてであるかを問わず、自らまたは第三者をして、クレジットカードの仕組みを、違法もしくは著しく不当な目的でまたはそのような行為の手段として利用したこと。 3 本人会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当社は、該当する各号に定める義務の履行を催告のうえ、相当期間内にその義務の履行がない場合には、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。 (1) 第 1 項第 7 号の場合を除き、カードの占有喪失の状況もしくは被害状況につきその重要事項を届け出ずまたは第 15 条(カードの占有喪失時の会員の義務)第 2 項もしくは第 3 項の義務に違反したこと。 (2) 第 1 項第 9 号および第 20 号の場合を除き、第 23 条(届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)第 1 項の規定に違反して、届出事項の届出をせず、または同条第	除されたこと。 (23) 前各号に掲げる場合のほか、本人会員の信用状態が著しく悪化したこと。 2 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当社は、何らの催告なくして本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。 (1) 第 121 条第 1 項に定める暴力団員等またはテロリスト等であることが判明したこと。 (2) 会員が、自らまたは第三者をして、当社の業務に関連し、当社もしくは当社の委託先またはその役員、従業員もしくは代理人(以下本条において「当社等」といいます。)に対して暴行行為をなし、またはこれらの者を威迫したこと。 (3) 会員が、自らまたは第三者をして、風説を流布もしくは偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損または当社の業務を妨害したこと。 (4) 会員が、自らまたは第三者をして、当社の業務に関連し、以下のいずれかに該当する言動その他の当社等の業務または私生活の平穏を害する言動を行い、信頼関係を維持することができない状態に至ったこと。 ① 著しく長時間または多数回にわたり苦情申出その他の連絡を行うこと。 ② 正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行うこと。 ③ 当社が会員に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行うこと。 ④ 義務ないことを行うことを執拗に求めること。 ⑤ 差別、人格否定または性的な言動など社会通念上著しく不当な言動を行い、当社等がかかる行為を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる行為を継続してもしくは多数回反復して行ったこと。 (5) 第 2 号から前号までに掲げる場合を除き、会員が当社の事務処理またはシステムの運用を阻害するおそれのある、カード等の利用その他の言動をなし、当社がこれを行わないよう求めても応じなかったこと。 (6) 当社との取引に関し、信義誠実の原則に反する行為もしくは言動をなしたまたは信義誠実の原則に反してなすべき行為をなさなかったことにより、当社が当該会員との取引を継続することが困難となったこと。 (7) カードの貸与を受けた者としてであるか加盟店としてであるかを問わず、自らまたは第三者をして、クレジットカードの仕組みを、違法もしくは著しく不当な目的でまたはそのような行為の手段として利用したこと。 3 本人会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当社は、該当する各号に定める義務の履行を催告のうえ、相当期間内にその義務の履行がない場合には、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。 (1) 第 1 項第 7 号の場合を除き、カードの占有喪失の状況もしくは被害状況につきその重要事項を届け出ずまたは第 15 条(カードの占有喪失時の会員の義務)第 2 項もしくは第 3 項の義務に違反したこと。 (2) 第 1 項第 9 号および第 20 号の場合を除き、第 23 条(届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)第 1 項の規定に違反して、届出事項の届出をせず、または同条第

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定
・変更点は下線の箇所です。

現行

改定後

4 項に基づく当社の請求に対し、在留カードの提示または在留資格および在留期間を証する文書の提出に応じなかったこと。

(3) 第 1 項第 10 号の場合を除き、第 25 条(年収および職業等の申告)の規定に違反して申告すべき事項を申告せずまたは提出すべき書面を提出しなかったこと。

(4) 第 26 条(取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等)第 1 項の義務に違反したまたは同条第 4 項の説明もしくは資料の提出の求めに応じなかったこと。

(5) 第 27 条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第 3 項に基づく当社の請求に対し、説明もしくは資料の提出に応じずまたは虚偽もしくは重要な事項が欠落した説明もしくは資料提出を行ったこと。

(6) 第 62 条(指定された支払方式の変更)第 3 項の通知を受けたにもかかわらず、当該通知内容に従わなかったこと。

(7) 第 109 条(口座振替による支払)第 2 項または第 124 条(会員区分または国際ブランドの変更の場合における処理)第 2 項に定める義務に違反したこと。

(8) 第 1 項各号および前各号に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務に違反したこと(ただし、当該義務の違反が軽微である場合を除きます。)

第 130 条(更新カード不発行等と本契約の終了)

1 カードの有効期限が満了しつつ、当社が第 8 条(更新カードの発行)に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当社がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。

2 当社が第 7 条(カードの貸与)、第 8 条(更新カードの発行)または第 9 条(カードの再発行)の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当社は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。

別表 2(第 63 条関係)

ショッピング利用手数料の手数料率表

支払回数(回)	1	2	3
支払期間(ヵ月)	1	2	3
手数料率(実質年率)(%)	0		14.75
ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	0		2.46

支払回数(回)	5	6	10
支払期間(ヵ月)	5	6	10
手数料率(実質年率)(%)	16.25	16.75	17.50
ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	4.10	4.92	8.20

別表 2(第 63 条関係)

ショッピング利用手数料の手数料率表

支払回数(回)	1	2	3
支払期間(ヵ月)	1	2	3
手数料率(実質年率)(%)	0		16.25
ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	0		2.73

支払回数(回)	5	6	10
支払期間(ヵ月)	5	6	10
手数料率(実質年率)(%)	18.00	18.50	19.50
ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	4.55	5.46	9.10

4 項に基づく当社の請求に対し、在留カードの提示または在留資格および在留期間を証する文書の提出に応じなかったこと。

(3) 第 1 項第 10 号の場合を除き、第 25 条(年収および職業等の申告)の規定に違反して申告すべき事項を申告せずまたは提出すべき書面を提出しなかったこと。

(4) 第 26 条(取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等)第 1 項の義務に違反したまたは同条第 4 項の説明もしくは資料の提出の求めに応じなかったこと。

(5) 第 27 条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第 3 項に基づく当社の請求に対し、説明もしくは資料の提出に応じずまたは虚偽もしくは重要な事項が欠落した説明もしくは資料提出を行ったこと。

(6) 第 62 条(指定された支払方式の変更)第 3 項の通知を受けたにもかかわらず、当該通知内容に従わなかったこと。

(7) 第 109 条(口座振替による支払)第 2 項または第 124 条(会員区分または国際ブランドの変更の場合における処理)第 2 項に定める義務に違反したこと。

(8) 第 1 項各号および前各号に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務に違反したこと(ただし、当該義務の違反が軽微である場合を除きます。)

第 130 条(更新カード不発行等と本契約の終了)

1 カードの有効期限が満了しつつ、当社が第 8 条(カードの有効期限および更新カードの発行)第 2 項に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当社がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。

2 当社が第 7 条(カードの貸与)、第 8 条(カードの有効期限および更新カードの発行)第 2 項または第 9 条(カードの再発行)の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当社は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行				改定後																																			
<table><tr><td>支払回数(回)</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td></tr><tr><td>支払期間(ヵ月)</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td></tr><tr><td>手数料率(実質年率)(%)</td><td><u>17.75</u></td><td><u>17.75</u></td><td><u>18.00</u></td></tr><tr><td>ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)</td><td><u>9.84</u></td><td><u>12.30</u></td><td><u>14.76</u></td></tr></table>				支払回数(回)	12	15	18	支払期間(ヵ月)	12	15	18	手数料率(実質年率)(%)	<u>17.75</u>	<u>17.75</u>	<u>18.00</u>	ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	<u>9.84</u>	<u>12.30</u>	<u>14.76</u>	<table><tr><td>支払回数(回)</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td></tr><tr><td>支払期間(ヵ月)</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td></tr><tr><td>手数料率(実質年率)(%)</td><td><u>19.50</u></td><td><u>19.75</u></td><td><u>19.75</u></td></tr><tr><td>ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)</td><td><u>10.92</u></td><td><u>13.65</u></td><td><u>16.38</u></td></tr></table>				支払回数(回)	12	15	18	支払期間(ヵ月)	12	15	18	手数料率(実質年率)(%)	<u>19.50</u>	<u>19.75</u>	<u>19.75</u>	ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	<u>10.92</u>	<u>13.65</u>	<u>16.38</u>
支払回数(回)	12	15	18																																				
支払期間(ヵ月)	12	15	18																																				
手数料率(実質年率)(%)	<u>17.75</u>	<u>17.75</u>	<u>18.00</u>																																				
ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	<u>9.84</u>	<u>12.30</u>	<u>14.76</u>																																				
支払回数(回)	12	15	18																																				
支払期間(ヵ月)	12	15	18																																				
手数料率(実質年率)(%)	<u>19.50</u>	<u>19.75</u>	<u>19.75</u>																																				
ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	<u>10.92</u>	<u>13.65</u>	<u>16.38</u>																																				
<table><tr><td>支払回数(回)</td><td>20</td><td>24</td></tr><tr><td>支払期間(ヵ月)</td><td>20</td><td>24</td></tr><tr><td>手数料率(実質年率)(%)</td><td><u>18.00</u></td><td><u>18.00</u></td></tr><tr><td>ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)</td><td><u>16.40</u></td><td><u>19.68</u></td></tr></table>				支払回数(回)	20	24	支払期間(ヵ月)	20	24	手数料率(実質年率)(%)	<u>18.00</u>	<u>18.00</u>	ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	<u>16.40</u>	<u>19.68</u>	<table><tr><td>支払回数(回)</td><td>20</td><td>24</td></tr><tr><td>支払期間(ヵ月)</td><td>20</td><td>24</td></tr><tr><td>手数料率(実質年率)(%)</td><td><u>19.75</u></td><td><u>19.75</u></td></tr><tr><td>ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)</td><td><u>18.20</u></td><td><u>21.84</u></td></tr></table>				支払回数(回)	20	24	支払期間(ヵ月)	20	24	手数料率(実質年率)(%)	<u>19.75</u>	<u>19.75</u>	ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	<u>18.20</u>	<u>21.84</u>								
支払回数(回)	20	24																																					
支払期間(ヵ月)	20	24																																					
手数料率(実質年率)(%)	<u>18.00</u>	<u>18.00</u>																																					
ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	<u>16.40</u>	<u>19.68</u>																																					
支払回数(回)	20	24																																					
支払期間(ヵ月)	20	24																																					
手数料率(実質年率)(%)	<u>19.75</u>	<u>19.75</u>																																					
ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	<u>18.20</u>	<u>21.84</u>																																					
<table><tr><td>支払回数(回)</td><td>ボーナス一括払い</td><td>リボルビング払い</td></tr><tr><td>支払期間(ヵ月)</td><td>1～6</td><td>*</td></tr><tr><td>手数料率(実質年率)(%)</td><td>0</td><td><u>18.00</u></td></tr><tr><td>ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)</td><td>0</td><td></td></tr></table>				支払回数(回)	ボーナス一括払い	リボルビング払い	支払期間(ヵ月)	1～6	*	手数料率(実質年率)(%)	0	<u>18.00</u>	ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	0		<table><tr><td>支払回数(回)</td><td>ボーナス一括払い</td><td>リボルビング払い</td></tr><tr><td>支払期間(ヵ月)</td><td>1～6</td><td>*</td></tr><tr><td>手数料率(実質年率)(%)</td><td>0</td><td><u>19.80</u></td></tr><tr><td>ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)</td><td>0</td><td></td></tr></table>				支払回数(回)	ボーナス一括払い	リボルビング払い	支払期間(ヵ月)	1～6	*	手数料率(実質年率)(%)	0	<u>19.80</u>	ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	0									
支払回数(回)	ボーナス一括払い	リボルビング払い																																					
支払期間(ヵ月)	1～6	*																																					
手数料率(実質年率)(%)	0	<u>18.00</u>																																					
ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	0																																						
支払回数(回)	ボーナス一括払い	リボルビング払い																																					
支払期間(ヵ月)	1～6	*																																					
手数料率(実質年率)(%)	0	<u>19.80</u>																																					
ショッピング利用代金(現金価格)100 円あたりの分割払手数料の額(円)	0																																						
*リボルビング払いの支払期間は、そのときどきのショッピングリボ残高および支払コースにより相違します。				*リボルビング払いの支払期間は、そのときどきのショッピングリボ残高および支払コースにより相違します。																																			
-				<u>附則(2026 年 10 月 30 日改定)</u>																																			
-				<u>【NICOS カード会員規約改定に伴う経過措置】</u>																																			
-				<u>第 1 条(定義)</u> 本附則において、以下の語句はそれぞれ対応する以下の意義を有するものとします。 <u>(1) 本規約</u> 本改定により変更された後の個人会員規約をいいます。 <u>(2) 旧規約</u> 本改定により変更される前の NICOS カード会員規約をいいます。 <u>(3) 効力発生日</u> 本改定による会員規約の変更の効力が発生する日をいいます。 <u>(4) 効力発生月</u> 効力発生日の属する暦月をいいます。 <u>(5) 旧カード等</u> NICOS カード会員規約を内容とする会員契約に基づき会員に貸与した NICOS ブランドのカード等をいいます。 <u>(6) 更新後カード等</u> 第 2 条第 1 項に定める更新カードまたはこれに係るカード情報をいいます。																																			
-				<u>第 2 条(効力発生時期)</u>																																			

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
	<u>1 効力発生日は、旧カード等の種別に応じて当社が定め公表しました対象となる会員に通知する日(ただし、当該日は、2026 年 12 月 1 日以降の日とします。)より後に最初に有効期限が到来する旧カードに係る更新カードを本人会員宛に発送した日とします。ただし、当該更新カードが本人会員に到達する前に当該更新カードに係るカード情報を本人会員に通知するなどの方法により当該更新カードに係るカード情報を本人会員が利用できる状態に置いた場合には、当該カード情報を本人会員が利用できる状態になったときをもって効力発生日とします。</u> <u>2 本人会員が、複数のカード会員契約に基づき旧カード等の貸与を受けている場合には、当該複数の旧カード等に係るカード会員契約ごとに、前項に従ってその内容となるカード会員規約の効力発生日を定めるものとします。</u>
-	<u>第 3 条(旧カード等によるカードショッピング利用代金であって支払方法を 1 回払い、ボーナス 1 回払い、2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払いおよび据置 1 回払いとするものに関する経過措置)</u> <u>効力発生日の前後を問わず旧カード等を用いてなされたカードショッピングに係るカード等利用代金等(旧規約に従いカードショッピング利用代金に準じて取り扱われる付帯サービスの利用代金または手数料を含みます。以下第 5 条および第 10 条において同じ。)であって、支払方法が 1 回払い、ボーナス 1 回払い、2 回払い、分割払い、ボーナス併用分割払いまたは据置 1 回払いであるものの取扱いは、締切日、約定支払日、ボーナス月、支払額の算定方法および支払額ならびにショッピング利用手数料率およびその計算方法を含め、なお旧規約に定めるところによるものとします。</u>
-	<u>第 4 条(更新後カード等によるショッピング利用代金であって支払方法をリボルビング払いとするものの支払額の算定方法に関する経過措置)</u> <u>1 効力発生日より前に本人会員が入会している場合、当該本人会員およびその家族会員に係るリボルビング払いまたは特約リボルビング払いの支払額の算定方法は、本規約第 59 条(リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更)または「楽 Pay」特約第 9 条(特約リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更)の規定に従い変更されるまで、なお、効力発生日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、効力発生日の直前において適用されていたリボルビング払いまたは特約リボルビング払いの支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いまたは特約ボーナス併用リボルビング払いである場合には、効力発生日の翌日以降、第 59 条の規定に従いボーナス併用リボルビング払いに変更されまたは「楽 Pay」特約第 9 条の規定に従い特約ボーナス併用リボルビング払いに変更されるまで、支払額のボーナス月加算は行わないものとします。</u>
-	<u>第 5 条(旧カード等によるカードショッピング利用代金であって支払方法をリボルビング払いとするものに関する経過措置)</u> <u>1 本規約第 66 条(リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法)および第 72 条(リボルビング払い(元利型残高スライド方式)の支払額)から第 77 条(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料)までの規定にかかわらず、旧カード等を用いてなされたカードショッピングに係るカード等利用代金等であって支払方法がリボルビング払</u>

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
	<u>いままたは特約リボルビング払いであるものの支払額は、ショッピング利用手数料の計算方法および約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料のうち、効力発生月の 27 日(当日が金融機関休業日である場合には翌営業日。以下次項、第 6 条から第 9 条までにおいて同じ。)までに支払うべきもの(同日以前に期限の利益を喪失したものを含みます。)については、なお旧規約の定めるところによるものとします。</u> <u>2 効力発生日の前後を問わず旧カード等を用いてなされたカードショッピングであって支払方式がリボルビング払いまたは特約リボルビング払いであるものに係るカード等利用代金等のうち、効力発生月の 27 日までに、これに係る旧規約第 43 条(カード等の利用による立替払いの委託)第 2 項または本規約第 44 条(カード等の利用による立替払いの委託)第 2 項に定める加盟店からの支払請求(以下第 4 項において「加盟店支払請求」といいます。)を受け、かつ当該カード等利用代金等につき本人会員の支払期限が到来していないもの(以下本条において「リボ残高移行債権」といいます。)については、本規約の適用との関係では、そのリボ残高移行債権をもって同日に更新後カード等を用いて支払方式をそれぞれリボルビング払いまたは特約リボルビング払いとするショッピング利用がなされたものとみなします。ただし、リボ残高移行債権のうち、効力発生日時点で締切日が到来していない部分を除いたものに係る効力発生月の翌月 10 日(当日が金融機関休業日である場合には翌営業日。以下第 3 項および第 9 条に 10 日とあるものについて同じ。)の翌日から 15 日までのショッピング利用手数料は、効力発生月の 3 か月後の約定支払日に支払うものとします。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、特約リボルビング払いとなるものに係るリボ残高移行債権のうち、効力発生日時点で締切日が到来していない部分を除いたものに係るカード等利用代金等に係るショッピング利用手数料であって、効力発生月の翌月 10 日の翌日から効力発生月の翌々月 10 日の前日までのショッピング利用手数料については、効力発生月の 3 か月後の約定支払日に支払うものとします。</u> <u>4 第 2 項の規定にかかわらず、旧カード等を用いてなされたカードショッピングであって支払方式がリボルビング払いまたは特約リボルビング払いであるもののうち、利用日よりまたは事務処理の都合その他の理由によりリボ残高移行債権に含まれなかったものについては、本規約の適用との関係では、加盟店支払請求の処理後最初に到来する 12 日に、更新後カード等を用いて、支払方式をそれぞれリボルビング払いまたは特約リボルビング払いとする当該請求額合計額のショッピング利用がなされたものとみなします。</u> <u>5 第 2 項の規定にかかわらず、第 2 項ただし書または第 3 項に規定するショッピング利用手数料の支払を遅滞した場合には、本人会員は、旧規約第 111 条(遅延損害金)に定めるところに従い遅延損害金の支払義務を負担するものとします。</u>
-	<u>第 6 条(カードローンの返済方式および返済額の算定方法に関する経過措置)</u> <u>1 本規約第 91 条(カードローンの原則的返済方式およびその返済額の算定方法)の規定にかかわらず、カードローンの返済方式および返済額の算定方法は、旧規約に従い定められたキャッシングリボの返済額の算定方法が定められている場合には、第 92 条(カードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更)の規定に従って変更されるまで、なお当該</u>

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
	<u>定められたキャッシングリボの返済額の算定方法をカードローンの返済方式および返済額の算定方法とします。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、効力発生日の直前において適用されていたキャッシングリボの返済額の算定方法が、ボーナス併用元本定額リボルビング払いなどボーナス月に返済金を平月より増額するもの(以下本条において「ボーナス併用リボルビング払い」といいます。)である場合には、効力発生月の 27 日の翌日以降、第 92 条(カードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更)の規定に従いボーナス併用リボルビング払いに変更されるまで、ボーナス月加算は行わないものとします。</u>
-	<u>第 7 条(旧カード等によるカードキャッシングの利用のうち、効力発生月の 27 日までに返済すべきものに関する経過措置)</u> <u>旧カード等によるカードキャッシングの利用による債務のうち、効力発生月の 27 日までに返済すべきものの取扱い、返済方式が 1 回払いであるかリボルビング払いであるかを問わず、なお旧規約の定めるところによるものとします。</u>
-	<u>第 8 条(旧カード等によるカードキャッシングの利用であって返済方式を 1 回払いとするものに関する経過措置等)</u> <u>1 旧カード等によるカードキャッシングの利用による債務であって返済方式を 1 回払いとするもののうち、利用日が効力発生月の 27 日までのものであって、同日において返済期限が到来していないものについては、その利用日(本規約第 83 条(キャッシングサービス・カードローンの利用方法)第 3 項に定める利用日をいいます。以下同じ。)にかかわらず、キャッシング手数料率(利率)、利息計算方法、返済日を含めすべて本規約の定めるところによるものとします。ただし、当該債務について、効力発生月の 27 日までに本規約第 113 条(約定支払日前の弁済およびその手続)に従い弁済をする場合にはその範囲で旧規約に従い利息計算を行うものとします。</u> <u>2 旧カード等の利用によるものであっても、カードキャッシングの利用による債務であって返済方式を 1 回払いとするもののうち、事務処理の都合その他の事由により利用日が効力発生月の 27 日より後になるものについては、すべて本規約の定めるところにより取り扱われるものとします。</u>
-	<u>第 9 条(旧カード等によるカードキャッシングの利用であって返済方式をリボルビング払いとするものに関する経過措置等)</u> <u>1 旧カード等によるカードキャッシングの利用による債務であって返済方式をリボルビング払いとするもののうち、利用日が効力発生月の 27 日までのものであって、同日において返済期限が到来していないものについては、本規約の適用との関係では、その合計額をもって効力発生月の 27 日に更新後カード等によるカードローンの利用があったものとみなします。この場合において、当該債務残高のうち、効力発生月の前月末日までにカードキャッシングが利用されたことによるものに係る効力発生月の 27 日の翌日から効力発生月の翌月 10 日までの利息に相当する額については、当社が別に定める時期方法により支払うものとします。</u> <u>2 旧カード等の利用によるものであっても、カードキャッシングの利用による債務であって返済方式をリボルビング払いとするもののうち、事務処理の都合その他の事由により利用日が効力発生月の 27 日より後になるものについては、すべて本規約の定めるところにより取り扱われるものとします。</u>
-	<u>第 10 条(旧カード等の利用に係る制約)</u> <u>1 効力発生月に更新後カード等の送付を受けた会員は、効</u>

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
	力発生月の 26 日以降、旧カード等の利用はできないものとします。 <u>2 本附則第 5 条の規定にかかわらず、前項に定める日以降、旧カード等を用いてなされたカードショッピングに係るカード等利用代金等であって支払方式がリボルビング払いまたは特約リボルビング払いであるものについては、当社は、本人会員に対し一括での支払いを求めることができ、当該会員はこれに应じるものとします。この場合、当該会員は、旧規約に定める 1 回払いとして旧規約に定める約定支払日に支払うものとします。</u>
2025 年 12 月 9 日改定	2026 年 10 月 30 日改定
個人情報の取扱いに関する同意条項	個人情報の取扱いに関する同意条項
第 1 条(定義) 1 本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力(以下「支払能力等」といいます。)に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち当社が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。 2 前項に定めるもののほか、本同意条項で用いる語句は、特に定めがあるものを除き、個人会員規約に定義された語句と同一の意義を有するものとします。	第 1 条(定義) 1 本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力(以下「支払能力等」といいます。)に関する情報の収集および当該個人信用情報機関と信用情報提供契約を締結した与信事業者(以下「加盟事業者」といいます。))に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち当社が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。 2 前項に定めるもののほか、本同意条項で用いる語句は、特に定めがあるものを除き、個人会員規約に定義された語句と同一の意義を有するものとします。
第 2 条(取引を遂行する目的での個人情報の取扱い) 1 本人会員および本人会員となろうとする者(以下これらを総称して「本人会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」といいます。)が、以下の第 1 号から第 3 号に掲げる契約またはその申込に係る与信判断および与信後の管理その他以下の第 1 号から第 3 号までの契約に基づき行われる取引(付帯サービスなど、当社が提供するサービスに係るものを含みます。)を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。 (1) 本契約 (2) ショッピングもしくはキャッシングサービスの利用に係る契約など本契約に基づく契約 (3) 本人会員等と当社との間の本契約以外の契約 2 前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者(以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。)に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第 4 条に掲げる個人信用情報機関から提供を受けた個人情報、<u>第 7 条</u>に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。 (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先(その所在地および電話番号等を含みます。)、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他会員等の属性に関する情報 (2) 本人会員等の収入、資産ならびに負債の種類、内容および金額、生活維持費(居宅の所有関係その他生活維持費を判断するために必要となる情報を含みます。)その他の本人	第 2 条(取引を遂行する目的での個人情報の取扱い) 1 本人会員および本人会員となろうとする者(以下これらを総称して「本人会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」といいます。)が、以下の第 1 号から第 3 号に掲げる契約またはその申込に係る与信判断および与信後の管理その他以下の第 1 号から第 3 号までの契約に基づき行われる取引(付帯サービスなど、当社が提供するサービスに係るものを含みます。)を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。 (1) 本契約 (2) ショッピングもしくはキャッシングサービスの利用に係る契約など本契約に基づく契約 (3) 本人会員等と当社との間の本契約以外の契約 2 前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者(以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。)に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第 4 条に掲げる個人信用情報機関から提供を受けた個人情報、<u>第 8 条</u>に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。 (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先(その所在地および電話番号等を含みます。)、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他会員等の属性に関する情報 (2) 本人会員等の収入、資産ならびに負債の種類、内容および金額、生活維持費(居宅の所有関係その他生活維持費を判断するために必要となる情報を含みます。)その他の本人

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後																					
会員等の支払能力等に関する情報 (3) 入会等の申込日、本契約の契約日、契約およびカードの種別、取引の目的、利用可能枠および本契約に従い支払口座として指定された預貯金口座に係る情報その他の本契約の申込、成立および内容に関する情報 (4) 本契約に基づく契約の契約日、金額、支払方式、支払回数、利用加盟店名および手数料率その他の本契約に基づく契約の申込、成立および内容に関する情報 (5) 本契約または本契約に基づく契約により本人会員が負担する債務の弁済日、弁済金額および弁済方法その他の本契約または本契約の履行に関する情報 (6) 前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当社ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当社が適正な手段で取得した情報(個人関連情報を含む) 第 3 条(取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報情報の利用) 1 本人会員等は、当社が、本件個人情報(ただし、第 2 条第 2 項第 2 号の情報を除きます。)につき、以下の目的のために取得、保有および利用することに同意します。 (1) <u>当社の</u>クレジット関連事業における市場調査、商品開発 (2) <u>当社の</u>クレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による営業案内 (3) 当社が<u>加盟店等</u>から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および電話等による営業案内 2 当社のクレジット関連事業は、クレジットカード、融資、信用保証<u>等</u>です。事業内容の詳細は、当社ウェブサイトにおいてご確認ください。 3 当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。 第 4 条(個人情報情報機関) 1 当社の加盟個人情報情報機関は、以下のとおりです。 <table><tr><th>名称</th><th><u>所在地</u></th><th>電話番号</th><th>ホームページ アドレス</th></tr><tr><td>株式会社シー・アイ・シー(CIC)</td><td><u>〒160-8375 東京都新宿区 西新宿 1-23-7 新宿ファースト ウエスト 15 階</u></td><td><u>0120-810-414</u></td><td>https://www.cic.co.jp/</td></tr><tr><td>株式会社日本信用情報機構(JICC)</td><td><u>〒105-0011 東京都港区芝 公園二丁目 4 番 1 号芝パーク ビル B 館 4 階</u></td><td>0570-055-955</td><td>https://www.jicc.co.jp/</td></tr></table> ※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法および貸金業法に基づき指定を受けた個人情報情報機関です。 ※株式会社日本信用情報機構(JICC)は、貸金業法に基づき指定を受けた個人情報情報機関です。 2 提携個人情報情報機関は、以下のとおりです。	名称	<u>所在地</u>	電話番号	ホームページ アドレス	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	<u>〒160-8375 東京都新宿区 西新宿 1-23-7 新宿ファースト ウエスト 15 階</u>	<u>0120-810-414</u>	https://www.cic.co.jp/	株式会社日本信用情報機構(JICC)	<u>〒105-0011 東京都港区芝 公園二丁目 4 番 1 号芝パーク ビル B 館 4 階</u>	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/	会員等の支払能力等に関する情報 (3) 入会等の申込日、本契約の契約日、契約およびカードの種別、取引の目的、利用可能枠および本契約に従い支払口座として指定された預貯金口座に係る情報その他の本契約の申込、成立および内容に関する情報 (4) 本契約に基づく契約の契約日、金額、支払方式、支払回数、利用加盟店名および手数料率その他の本契約に基づく契約の申込、成立および内容に関する情報 (5) 本契約または本契約に基づく契約により本人会員が負担する債務の弁済日、弁済金額および弁済方法その他の本契約または本契約の履行に関する情報 (6) 前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当社ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当社が適正な手段で取得した情報(個人関連情報を含む) 第 3 条(取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報情報の利用) 1 本人会員等は、当社が、本件個人情報(ただし、第 2 条第 2 項第 2 号の情報を除きます。)につき、以下の目的のために取得、保有および利用することに同意します。 (1) クレジット関連事業における市場調査、商品開発 (2) クレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による<u>個別のご提案</u>、営業案内 (3) 当社が<u>加盟店、当社提携会社、当社が属する三菱 UFJ フィナンシャル・グループに属する会社等</u>から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および電話等による<u>個別のご提案</u>、営業案内 2 当社のクレジット関連事業は、クレジットカード、融資、信用保証、<u>集金代行、金融商品仲介、銀行代理、前払式支払手段の発行・販売等当社の目的として登記されている業務</u>です。事業内容の詳細は、当社ウェブサイトにおいてご確認ください。 3 当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。 第 4 条(個人情報情報機関) 1 当社の加盟個人情報情報機関は、以下のとおりです。 <table><tr><th>名称</th><th>電話番号</th><th>ホームページ アドレス</th></tr><tr><td>株式会社シー・アイ・シー(CIC)</td><td><u>0570-666-414</u></td><td>https://www.cic.co.jp/</td></tr><tr><td>株式会社日本信用情報機構(JICC)</td><td>0570-055-955</td><td>https://www.jicc.co.jp/</td></tr></table> ※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法および貸金業法に基づき指定を受けた個人情報情報機関です。 ※株式会社日本信用情報機構(JICC)は、貸金業法に基づき指定を受けた個人情報情報機関です。 2 提携個人情報情報機関は、以下のとおりです。	名称	電話番号	ホームページ アドレス	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	<u>0570-666-414</u>	https://www.cic.co.jp/	株式会社日本信用情報機構(JICC)	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/
名称	<u>所在地</u>	電話番号	ホームページ アドレス																			
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	<u>〒160-8375 東京都新宿区 西新宿 1-23-7 新宿ファースト ウエスト 15 階</u>	<u>0120-810-414</u>	https://www.cic.co.jp/																			
株式会社日本信用情報機構(JICC)	<u>〒105-0011 東京都港区芝 公園二丁目 4 番 1 号芝パーク ビル B 館 4 階</u>	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/																			
名称	電話番号	ホームページ アドレス																				
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	<u>0570-666-414</u>	https://www.cic.co.jp/																				
株式会社日本信用情報機構(JICC)	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/																				

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行				改定後			
名称	<u>所在地</u>	電話番号	ホームページ アドレス	名称	電話番号	ホームページ アドレス	
全国銀行個人信用情報センター	<u>〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1</u>	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	
3 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、<u>加盟会員企業者</u>名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。				3 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、<u>加盟事業者</u>名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。 <u>4 CIC は、同社が保有する信用情報を分析のうえ算出した「指数」とその「算出理由」を「クレジット・ガイダンス情報」として当該情報の本人および同社の加盟事業者に限って提供しております。クレジット・ガイダンス情報は、同社の加盟事業者においては、与信判断の目的でのみ提供され利用されます。「クレジット・ガイダンス」の詳細については、上記 CIC のホームページをご確認ください。</u>			
第 5 条(個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等) 1 本人会員等は、当社が以下の各号に定める目的のため、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に対して本人会員等の個人情報を照会し、これら個人信用情報機関に本人会員等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。 (1) 本人会員等の支払能力等を調査し、当社と本人会員等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約の申込につき審査するため (2) 当社と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査として本人会員の支払能力等を調査するため (3) 当社と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約につき、本人会員の支払能力等を調査し与信後の管理を行うため 2 前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報 <u>には、当該個人信用情報機関に加盟する与信事業者が、当該個人信用情報機関に登録した個人情報のほか、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報が含まれます。貸付自粛情報とは、本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないよう求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報をいいます。</u> 3 当社は、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関に登録されている個人の支払能力等に関する情報につき、割賦販売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成するために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利用いたしません。				第 5 条(個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等) 1 本人会員等は、当社が以下の各号に定める目的のため、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に対して本人会員等の個人情報を照会し、これら個人信用情報機関に本人会員等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。 (1) 本人会員等の支払能力等を調査し、当社と本人会員等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約の申込につき審査するため (2) 当社と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査として本人会員の支払能力等を調査するため (3) 当社と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約につき、本人会員の支払能力等を調査し与信後の管理を行うため 2 前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報 <u>は、第 7 条(3)に定められた情報とします。</u> 3 当社は、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関に登録されている個人の支払能力等に関する情報につき、割賦販売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成するために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利用いたしません。			
第 6 条(個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意) 1 本人会員等は、当社が、本契約に関する客観的な取引事実に基づく本人会員等に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を加盟個人信用情報機関に提供し、加盟個人信用情報機関が下表に定める期間登録することに同				第 6 条(個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意) 1 本人会員等は、当社が、本契約に関する客観的な取引事実に基づく本人会員等に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を加盟個人信用情報機関に提供し、加盟個人信用情報機関が下表に定める期間登録することに同			

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行

改定後

意するものとします。

登録される情報	個人信用情報機関別の登録される期間	
	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
① 本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間	
② 本契約の申込に係る情報	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間	照会日から 6 ヶ月以内
③ 本契約または本契約に基づく契約に関する客観的取引事実	契約期間中および契約終了後 5 年以内	契約継続中および契約終了後 5 年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
④ 本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後 5 年間	契約継続中および契約終了後 5 年以内

2 当社が加盟個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

(1) CIC に対して

情報の項目	具体例
① 本人を特定するための情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号 (ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。) 等
② 本契約の申込に係る情報	照会日、申込に係る契約の種別 (申込区分)、契約予定額、支払予定回数等
③ 本契約または本契約に基づく契約に係る客観的な取引事実	契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等
④ 支払状況に関する情報	利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等

(2) JICC に対して

情報の項目	具体例
① 本人を特定するための情報	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号 (ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。) 等
② 申込情報	照会日、申込商品種別等
③ 契約内容に関する情報	契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等
④ 返済状況に関する情報	入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等

意するものとします。

登録される情報	<u>加盟</u> 個人信用情報機関別の登録される期間	
	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
① 本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間	
② 本契約の申込に係る情報	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間	照会日から 6 ヶ月以内
③ 本契約または本契約に基づく契約に関する客観的取引事実	契約期間中および契約終了後 5 年以内	契約継続中および契約終了後 5 年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
④ 本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後 5 年間	契約継続中および契約終了後 5 年以内

2 当社が加盟個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

(1) CIC に対して

情報の項目	具体例
① 本人を特定するための情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号 (ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。) 等
② 本契約の申込に係る情報	照会日、申込に係る契約の種別 (申込区分)、契約予定額、支払予定回数等
③ 本契約または本契約に基づく契約に係る客観的な取引事実	契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等
④ 支払状況に関する情報	利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等

(2) JICC に対して

情報の項目	具体例
① 本人を特定するための情報	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号 (ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。) 等
② 申込情報	照会日、申込商品種別等
③ 契約内容に関する情報	契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等
④ 返済状況に関する情報	入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定
・変更点は下線の箇所です。

現行		改定後	
⑤ 取引事実に関する情報	債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立て、債権譲渡等	⑤ 取引事実に関する情報	債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立て、債権譲渡等
<u>3 本人会員等は、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が、加盟個人信用情報機関から前項に定める個人情報の提供を受け、支払能力等の調査の目的の達成に必要な限度で利用することに同意します。</u>		<u>第 7 条(加盟個人信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意)</u> 本人会員等は加盟個人信用情報機関が、加盟事業者による本人会員等の支払能力等調査に資することを目的に、その保有する個人情報であって、加盟事業者における与信判断に用いられることを予定する情報(以下「信用情報」といいます。)を以下のとおり利用することおよび当該情報を加盟事業者に提供することに同意します。 <u>(1) 加盟個人信用情報機関が保有する信用情報</u> 加盟個人信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。 <u>① 加盟事業者(当社を含みます。)から提供を受けた個人情報。当該情報の種類および概要は、第 6 条第 2 項に掲げられたものと同様です。</u> <u>② 加盟個人信用情報機関が収集した①以外の情報。当該情報には、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報(本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないよう求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報)が含まれます。</u> <u>③ 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報</u> <u>(2) 加盟個人信用情報機関による信用情報の利用</u> 加盟個人信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおりに利用します。 <u>① 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他加盟個人信用情報機関の業務を適切に実施するための処理</u> <u>② 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</u> <u>(3) 加盟個人信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供</u> 加盟個人信用情報機関は、信用情報((1)①②③)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報((1)①)を、提携個人信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。	
<u>第 7 条(機微情報の取扱い)</u> 1 当社は、会員等の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。 2 前項の機微情報とは、信用分野における個人情報保護に関するガイドラインまたは金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微情報をいいます。機微情報は、上記各ガイドラインで除外されている場合を除き、以下の各号の情報が該当します。 (1) 本人の人種、信条、社会的身分、病歴など個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」といいます。)に定める要配慮個人情報 (2) 労働組合への加盟、門地、本籍地および性生活に関する情報であって前号に該当しないもの 3 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当社は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取扱うこ		<u>第 8 条(機微情報の取扱い)</u> 1 当社は、会員等の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。 2 前項の機微情報とは、信用分野における個人情報保護に関するガイドラインまたは金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微情報をいいます。機微情報は、上記各ガイドラインで除外されている場合を除き、以下の各号の情報が該当します。 (1) 本人の人種、信条、社会的身分、病歴など個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」といいます。)に定める要配慮個人情報 (2) 労働組合への加盟、門地、本籍地および性生活に関する情報であって前号に該当しないもの 3 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当社は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取扱うこ	

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
とができるものとします。ただし、第 6 号から第 9 号に掲げる場合であって、機微情報が前項第 1 号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。 (1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (5) 学術研究機関等から学術研究目的で機微(センシティブ)情報を取得する必要がある場合(当該情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。) (6) 機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用または保管する場合 (7) 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用または第三者提供する場合 (8) 当社のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合 (9) 機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合	とができるものとします。ただし、第 6 号から第 9 号に掲げる場合であって、機微情報が前項第 1 号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。 (1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (5) 学術研究機関等から学術研究目的で機微(センシティブ)情報を取得する必要がある場合(当該情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。) (6) 機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用または保管する場合 (7) 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用または第三者提供する場合 (8) 当社のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合 (9) 機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合
第 8 条(個人情報の公的機関等への提供) 当社は、法令の規定により個人情報の提出を求められた場合には当該法令の定める範囲でこれに応ずることがあります。また、本人会員等は、当社が国もしくは地方公共団体またはこれらから委託を受けた者その他これらに類する者から求められ公共の利益をはかるために特に必要がある場合、当社が当該公的機関等に個人情報を提供することに同意します。	第 9 条(個人情報の公的機関等への提供) 当社は、法令の規定により個人情報の提出を求められた場合には当該法令の定める範囲でこれに応ずることがあります。また、本人会員等は、当社が国もしくは地方公共団体またはこれらから委託を受けた者その他これらに類する者から求められ公共の利益をはかるために特に必要がある場合、当社が当該公的機関等に個人情報を提供することに同意します。
第 9 条(個人情報の開示・訂正・削除) 1 会員等は、当社に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、<u>第 13 条</u>に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。また、開示等の請求手続きにつきましては、当社ウェブサイトにてご確認いただけます。 2 会員等は、加盟個人信用情報機関の定めるところに従い、自己に関する登録された個人情報を開示するよう求めることができます。この場合の手続きその他の必要事項については、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。 3 当社の保有個人データまたは当社が加盟個人信用情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、保護法に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除等に応じます。	第 10 条(個人情報の開示・訂正・削除) 1 会員等は、当社に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、<u>第 14 条</u>に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。また、開示等の請求手続きにつきましては、当社ウェブサイトにてご確認いただけます。 2 会員等は、加盟個人信用情報機関の定めるところに従い、自己に関する登録された個人情報を開示するよう求めることができます。この場合の手続きその他の必要事項については、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。 3 当社の保有個人データまたは当社が加盟個人信用情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、保護法に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除等に応じます。
第 10 条(本同意条項に不同意の場合) 1 本人会員等が本同意条項第 2 条第 1 項の条項に同意しない場合には、当社は、本人会員等の本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとします。	第 11 条(本同意条項に不同意の場合) 1 本人会員等が本同意条項第 2 条第 1 項の条項に同意しない場合には、当社は、本人会員等の本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとします。

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後																		
2 本人会員等が第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項および第 3 項ならびに第 8 条の条項に同意しない場合には、当社は、本人会員等の本契約の申込を拒むことができるものとします。 3 本人会員等は、本同意条項のうち、第 2 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項および第 3 項ならびに第 8 条に定める同意につき、撤回することはできません。 4 本人会員等が第 3 条第 1 項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、当社は、これを理由として本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、当社または当社の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。	2 本人会員等が第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条および第 9 条の条項に同意しない場合には、当社は、本人会員等の本契約の申込を拒むことができるものとします。 3 本人会員等は、本同意条項のうち、第 2 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条および第 9 条に定める同意につき、撤回することはできません。 4 本人会員等が第 3 条第 1 項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、当社は、これを理由として本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、当社または当社の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。																		
第 11 条(第 3 条第 1 項の同意の撤回) 1 本人会員等が、当社所定の手続きにより第 3 条第 1 項の利用目的に対する同意を撤回した場合には、当社は、すみやかに当該本人会員等(当該本人会員等に家族会員等がある場合には、当該家族会員等を含みます。)に係る個人情報につき、第 3 条第 1 項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。 2 第 3 条第 1 項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、第 13 条記載のお問合せ窓口にお問合せください。 3 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、当社は当該各号に定める限度で、第 3 条第 1 項各号の利用目的による個人情報の取扱いを行うことができるものとします。	第 12 条(第 3 条第 1 項の同意の撤回) 1 本人会員等が、当社所定の手続きにより第 3 条第 1 項の利用目的に対する同意を撤回した場合には、当社は、すみやかに当該本人会員等(当該本人会員等に家族会員等がある場合には、当該家族会員等を含みます。)に係る個人情報につき、第 3 条第 1 項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。 2 第 3 条第 1 項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、第 14 条記載のお問合せ窓口にお問合せください。 3 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、当社は当該各号に定める限度で、第 3 条第 1 項各号の利用目的による個人情報の取扱いを行うことができるものとします。																		
<table><tr><td>(1)</td><td>第 3 条第 1 項各号に定める目的での利用</td><td>同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間</td></tr><tr><td>(2)</td><td>第 3 条第 1 項第 2 号または第 3 号のうち、広告または宣伝のための書面の送付</td><td>広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合</td></tr><tr><td>(3)</td><td>第 3 条第 1 項第 2 号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付</td><td>ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当社の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合</td></tr></table>	(1)	第 3 条第 1 項各号に定める目的での利用	同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間	(2)	第 3 条第 1 項第 2 号または第 3 号のうち、広告または宣伝のための書面の送付	広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合	(3)	第 3 条第 1 項第 2 号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付	ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当社の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合	<table><tr><td>(1)</td><td>第 3 条第 1 項各号に定める目的での利用</td><td>同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間</td></tr><tr><td>(2)</td><td>第 3 条第 1 項第 2 号または第 3 号のうち、広告または宣伝のための書面の送付</td><td>広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合</td></tr><tr><td>(3)</td><td>第 3 条第 1 項第 2 号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付</td><td>ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当社の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合</td></tr></table>	(1)	第 3 条第 1 項各号に定める目的での利用	同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間	(2)	第 3 条第 1 項第 2 号または第 3 号のうち、広告または宣伝のための書面の送付	広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合	(3)	第 3 条第 1 項第 2 号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付	ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当社の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合
(1)	第 3 条第 1 項各号に定める目的での利用	同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間																	
(2)	第 3 条第 1 項第 2 号または第 3 号のうち、広告または宣伝のための書面の送付	広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合																	
(3)	第 3 条第 1 項第 2 号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付	ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当社の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合																	
(1)	第 3 条第 1 項各号に定める目的での利用	同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間																	
(2)	第 3 条第 1 項第 2 号または第 3 号のうち、広告または宣伝のための書面の送付	広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合																	
(3)	第 3 条第 1 項第 2 号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付	ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当社の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合																	
第 12 条(本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用) 1 本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第 2 条、第 5 条および第 6 条に定める範囲で利用または提供されます。 2 本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当社は第 2 条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第 5 条および第 6 条に定める範囲で利用または提供されます。	第 13 条(本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用) 1 本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第 2 条、第 5 条、第 6 条および第 7 条に定める範囲で利用または提供されます。 2 本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当社は第 2 条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第 5 条、第 6 条および第 7 条に定める範囲で利用または提供されます。																		
第 13 条(お問合せ窓口) 個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや提供・利用停止・その他のご意見の申出につきましては下記にご連絡ください。 なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。	第 14 条(お問合せ窓口) 個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや提供・利用停止・その他のご意見の申出につきましては下記にご連絡ください。 なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。																		

【新旧対照表】 個人会員規約 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
三菱 UFJ ニコス株式会社 三菱 UFJ ニコスコールセンター 〒460-8355 愛知県名古屋市中区大須 4-11-52 〒150-8015 東京都渋谷区道玄坂 1-3-2 ＜Visa、Mastercard®、JCB の場合＞ ナビダイヤル 0570-050535 または 03-5489-6165 ＜アメリカン・エクスプレス®の場合＞ ナビダイヤル 0570-050558 または 03-5489-6116	三菱 UFJ ニコス株式会社 三菱 UFJ ニコスコールセンター 〒460-8355 愛知県名古屋市中区大須 4-11-52 〒150-8015 東京都渋谷区道玄坂 1-3-2 ＜Visa、Mastercard®、JCB の場合＞ ナビダイヤル 0570-050535 または 03-5489-6165 ＜アメリカン・エクスプレス®の場合＞ ナビダイヤル 0570-050558 または 03-5489-6116
第 14 条(条項の変更) 本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で 変更できるものとします。	第 15 条(条項の変更) 本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で 変更できるものとします。

以上